

国内旅行傷害保険 補償内容のご案内

国内旅行中の事故にも、NTTファイナンスBizカードで該当旅行代金をお支払いいただくだけで、最高5,000万円の国内旅行傷害保険を付帯いたします。

傷害による死亡・後遺障害および入院・通院

- 公共交通乗用具に乗客として搭乗中の傷害事故
- 旅館・ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故
- 旅行者主催の旅行（企画旅行）参加中の傷害事故

補償内容	Bizカード ゴールド会員	Bizカード レギュラー会員	保険金をお支払する場合	お支払する保険金	お支払できない主な場合
死亡・後遺障害	5,000 万円	2,000 万円	下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残った場合。 ①会員が公共交通乗用具に乗客として搭乗中に傷害を被った場合。ただし、会員が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をNTTファイナンスBizカードにより支払った場合に限りします。 ②会員が企画旅行に参加中に傷害を被った場合。ただし、宿泊を伴う企画旅行で、かつ、会員がその料金を事前にNTTファイナンスBizカードにより支払った場合に限りします。 ③会員が旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊客として滞在中に、火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。ただし、会員がカード加盟店で当該宿泊施設の予約をノークーポシステムにより行った場合、もしくはノークーポシステムによらず予約を行い、かつ、その料金をチェックイン前にNTTファイナンスBizカードにより支払った場合に限りします。	死亡・後遺障害保険金額の・・・4～100% （例）両目失明・・・100% 片腕または片足切断・・・59% 手の親指切断・・・20%	● 被保険者、保険金受取人の故意 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ● 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ● 戦争、その他の変乱 ● 放射線照射・汚染・原子核反応 ● 危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 ● 地震、噴火または津波によるケガ
入院	5,000 円 （1日あたり）	-	上記①から③によりケガをして入院された場合。（事故日から180日限度）	入院・通院1日につき定額の保険金をお支払します。ただし、事故日を含めて7日以降において入院が継続されている場合で、事故日よりその日を含めて180日を限度とします。	また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払できません。
通院	2,000 円 （1日あたり）	-	上記①から③によりケガをして通院で治療を受けた場合。（事故日から180日以内で90日限度）		

※企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社に予め決められており、参加者を募集する形態の旅行（旅行業法第2条第4項）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は企画旅行とはなりません。

※企画旅行に参加中とは、企画旅行に参加する目的を持って当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。

※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う期間に応じて運行されている、航空機、電車、船舶、タクシー等をいいます。

※上記に該当しても以下のような決済の場合を除きます。

- ・「運賃」の概念に該当しない決済（例 空港利用税のみの決済等）
- ・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例 乗り放題きっぷ等）
- ・当該旅行のためではない決済（例 通勤用定期券等）

事故の日から30日以内に事故発生の状況及び事故の程度を東京海上日動へご連絡ください。

保険金請求に必要な書類
※現地でしか手配できない書類はご注意ください。（書類手配の費用は、ご自身の負担となります。）

	死亡保険金（傷害）	後遺障害保険金	入院・通院保険金
NTTファイナンスBizカード（コピー）	★	★	★
保険金請求書	★	★	★
手配できない書類	医師の診断書		★
	死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）	★	
	事故証明書	★	★
除籍謄本	★		
委任状・戸籍謄本	☆		
後遺障害診断書		★	
その他書類（売上票コピー等）	☆	☆	☆

★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類です。
※上記の各書類はコピーしたものでは認められません。

事故のご連絡・保険金のご請求

東京海上日動火災保険株式会社

(9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 土・日・祝日・年末年始休)

本店損害サービス第二部
傷害保険損害サービス第二課

 03-6632-0694